

(仮称) 戸田市都市まちづくり推進条例(素案)の概要

■前 文

わたくしたちのまち戸田市は、豊かな荒川の流れとうるわしい武蔵野の大地が育む豊かな緑の資源を有するとともに、近年において急激に都市化が進展している、首都に隣接した都市である。

こうした社会情勢の変化の中、先人達の知恵や足跡を大切に引き継ぎながら「ふるさと戸田」を感じられる愛着と誇りを持てる都市を築き、守り、さらに次代に引き継ぐために、戸田市におけるまちづくりの仕組みを定める必要がある。

これは、先人達が築き上げた郷土を、より豊かに、より魅力的なものにするための手順や手続であり、この仕組みをいかしながら、市民、事業者および市がそれぞれ役割と責任を持ち、戸田市のまちづくりを協働で継続していかなければならない。

わたくしたちは、「人や自然にやさしいまち」を基本理念に、「やさしさのまち、水と緑あふれる美しい文化・産業・公園都市」を将来都市像として掲げ、その実現を目指し、すべての人にとってやさしいまちづくりを推進していくために、この条例を制定する。

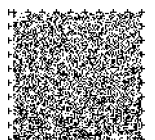
■第1章 総則(第1条～第6条)

【目的】

戸田市都市マスタープラン実現のために、市民が主体となってまちづくりに取り組む上で、市民のまちづくり提案や住民発意による活動を受け止める仕組みに関する基本的な事項を定め、市民、事業者及び市の協働によるまちづくりの推進を図ることを目的とする。

【用語の定義】

- ・まちづくり：良好な市街地形成をめざして行う市民、事業者、市の活動
- ・地区住民等：地区まちづくりを行う身近な区域に居住する者及び土地、建物に関する権利を有する者
- ・地区まちづくり：身近な生活区域を対象に、地区の環境保全あるいは市街地整備を目的として行う活動
- ・テーマ型まちづくり：環境保全あるいは市街地整備に係る戸田市都市マスタープランの特定のテーマに賛同する者が集まって行う研究や実践活動



【市・市民・事業者の責務】

- ・市：まちづくり施策の策定や実施、まちづくりの調査・研究・情報提供、市民や事業者への意識向上及びまちづくり参加への促進
- ・市民：まちづくりへの参画・推進、各種施策や市民主体のまちづくり活動への協力
- ・事業者：まちづくりへの寄与、各種施策や市民主体のまちづくり活動への協力

【地区計画等の活用】

市長や地区住民等は、地区まちづくりの推進を図るとともに、地区計画や建築協定の活用に努める。

■第2章 地区まちづくりの推進（第7条～第15条）

【地区まちづくり活動組織の登録】

地区住民等は、市長が定める要件を満たした場合には、地区まちづくり活動組織として登録することができる。

【地区まちづくり推進団体の認定】

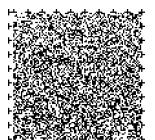
地区住民等で構成され、その取組みが地区住民等に周知されていると認められる組織は、市長の認定を受けることができる。

【まちづくり検討地区の認定】

地区まちづくり推進団体は、地区まちづくりを進める区域を定め、市長の認定を受けなければならない。

【地区まちづくり構想の認定】

地区まちづくり構想は、地区の将来像やまちづくりの基本方針を記したものであり、都市マスタープランに整合し、かつ地区住民等の多数の支持を得ていることが認められる場合には、市長の認定を受けることができる。



【地区まちづくり協定の認定】

地区まちづくり協定は、地区特有のまちづくりのルールとなるものであり、地区住民等の多数の支持を得ていると認められる場合には、市長の認定を受けることができる。

【まちづくり推進重点地区の指定】

市長は、市街地整備及び都市環境の改善を目的としたまちづくりを重点的に推進する必要がある地区を、まちづくり推進重点地区として指定することができる。

■第3章 テーマ型まちづくりの推進（第16条～第19条）

【テーマ型まちづくりの活動推進】

市長は、テーマ型まちづくりを育成し、発展させるために必要な措置を講ずるよう努める。

【テーマ型まちづくり活動組織等の登録】

市民は、市長が定める要件を満たし、テーマ型まちづくり活動を行うグループ・組織を作ったときは、市に登録することができる。

【特定非営利活動法人への要請】

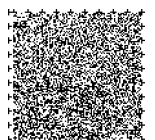
市長は、上記により登録されたテーマ型まちづくり活動組織等のうち、特定非営利活動法人に対し、特定のテーマについて調査、研究、提案等の活動を要請することができる。

■第4章 まちづくり活動の支援（第20条～第24条）

市長は、地区まちづくり活動組織、地区まちづくり推進団体、テーマ型組織等に対し支援を行うことができる。

■第5章 戸田市都市まちづくり推進会議（第25条）

市長の諮問に応じ、地区まちづくりに関する基本的事項を調査・審議し、市長に意見を述べる組織として、戸田市都市まちづくり推進会議を設置する。



■第6章 雑則（第26条～第31条）

【公表、閲覧】

市長は、地区まちづくり推進団体の認定、まちづくり検討地区の認定、地区まちづくり構想の認定、地区まちづくり協定の認定、まちづくり推進重点地区の指定、まちづくり推進重点地区における地区まちづくり構想・地区まちづくり協定の策定を行った場合は、速やかに公表し、関係書類を閲覧できるようにする。

【勧告】

市長は、地区まちづくり協定の認定地区や地区まちづくり協定が策定されたまちづくり推進重点地区において、建築等事業者が届出を行わない場合などには、推進会議の意見を聴いて、勧告を行うことができる。

【表彰】

市長は、良好なまちづくりに貢献したと認められるまちづくりに関する活動や事例を表彰することができる。

【適用除外】

災害時の応急措置行為、法令等に基づいて行われる行為、軽易な行為等は、この条例の規定を適用しない。

